

令和2年度 地域包括支援センターの重点事業

テーマ 「権利擁護業務」

<選定の趣旨>

地域包括支援センターが増設され、センターの基本業務である権利擁護業務のうち、虐待や虐待が疑われるような事例への対応が適切に行われているか。また、センター間で対応力に差異が生じていないか、市全体の平準化の観点から確認する。

<具体的な視点>

1. 早期発見・早期対応

高齢者虐待の防止という観点から、虐待通報だけではなく、虐待等が疑われるような事例について、適切に把握できているか。また、そのような事例が虐待等へ発展しないように、迅速な対応や地域と連携して見守り体制の構築を行っているか。

2. 関係機関との連携及び役割分担

関係機関からの虐待通報及び虐待が疑われる事案等の相談に対して、通報機関や相談者等と十分な連携が取れ、役割分担が整理されているか。また、直営地域包括支援センターと必要な情報共有、連携体制が確立されているか。

3. センター内の体制

センター内の職員で情報が共有され、特定の職員に負担が集中することなく、チームで対応できているか。また、職員の研修、OJTの機会が確保されるとともにメンタルヘルスについて十分配慮されているか。

(参考) 直近5年間の重点事業

平成27年度 地域ケア会議

平成28年度 認知症総合支援業務

平成29年度 認知症総合支援業務

平成30年度 総合事業の介護予防ケアマネジメント業務

令和元年度 総合事業の介護予防ケアマネジメント業務